

電 気 需 給 契 約 書(案)

株式会社夢舞台(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「受注者」という。)は、淡路夢舞台で使用する電気の供給に関し、次の条項により需給契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、本契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用しその対価を受注者に払うものとする。

(供給内容)

第2条 供給内容は、次のとおりとする。

特別高圧

- (1) 契約電力
- (2) 供給仕様等
- (3) 需要場所

} 別紙「仕様書」のとおり

(契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとする。(消費税及び地方消費税を含む。)

1 特別高圧

- | | | |
|-------------|---|-----------------|
| (1) 基本料金単価 | 金 | 円(1キロワット、1月当たり) |
| (2) 電力量料金単価 | 金 | 円(1キロワット時当たり) |

2 予備線

- | | | |
|------------|---|-----------------|
| (1) 基本料金単価 | 金 | 円(1キロワット、1月当たり) |
|------------|---|-----------------|

(契約期間)

第4条 契約期間は次のとおりとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(供給の保証)

第6条 受注者が旧一般電気事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、託送供給等約款で定める料金は受注者が負担するものとする。

(使用電力量の増減)

第7条 使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(単位及び端数処理)

第8条 本契約において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(計量日)

第9条 計量日は原則として毎月1日午前0:00(「計量日」という。)に行うこととする。

(料金の算定)

第10条 料金の算定期間は毎月1日0時から末日24時とし、計量器に記録される発注者が使用した電力量及び最大需要電力等の数値により、使用電力量等による算定を行う。

(代金の支払い等)

第11条 受注者は、第10条に定めた計量後、需要場所の契約電力に第3条各項の(1)に定める契約金額(基本料金単価)を乗じて得た金額(以下「基本料金」という。)に力率割引または割増しするものとし、当該月における使用電力量に第3条各項の(2)に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額を合計した金額に燃料費調整額および市場価格調整額を差し引きまたは加えるものとし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については加えるものとし、算定した料金を1月毎に発注者に速やかに請求するものとする。

2 前項の燃料費調整額および市場価格調整額の算定方法は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者の燃料費調整額および市場価格調整額を超えないものとする。

3 発注者は、第1項に基づく適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

4 請求は、受注者が請求書を作成し、発注者が別途指定する送付先に送付するものとする。

(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

第12条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件による。

(秘密の保持)

第13条 発注者および受注者以下、この文脈において「被開示者」という。)は、業務上知り得た相手方(以下、この文脈において「開示者」という。)の秘密を他に漏らしてはならない。ただし、次の各号の情報は、秘密情報には該当しない。

3 発注者および受注者は、本契約終了後においても、終了後三年間に限り、この責任を負うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者及び受注者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで電気の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、発注者又は受注者もしくはその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 前各号に定めるもののほか、発注者又は受注者が本契約条項に違反したとき。
- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、本契約を継続し難い重大な事由が生じたときは、この契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定による解除に伴い、解除の相手方に損害が生じたとしても、解除者された当事者は解除者に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 第2項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたときは、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することができる。

(暴力団の排除)

第15条 発注者および受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又はこの契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合をのぞき、契約を解除するものとする。

- (1) 兵庫県暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 条)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
 - (2) 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 受注者は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団排除条例を遵守する旨を記載した誓約書(別紙)を徴取のうえ、暴力団等を受託者としてはならない。
- 3 受注者は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 4 発注者および受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、相手方にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第16条 受注者は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記1「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 受注者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第18条 受注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約期間に係る予定使用量電力量に第3条に定める契約単価(電力量料金単価)を乗じて得た額に第2条に定める契約電力に第3条に定める契約単価(基本料金単価)を乗じて得た額を加算した額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第19条 発注者および受注者は、契約の解除をしてもなお損害が生じたときは、相手方に対して、その損害の賠償を求めることができる。ただし、当該損額が相手方の責めに帰することができない自由によるものであるときは、この限りではない。

(環境配慮義務)

第20条 受注者は、契約期間中の電力を供給するにあたり「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、既定された「兵庫県環境に配慮した電力調達契約評価基準」(「以下、「基準」という。)」の各項目の合計が70点以上であり、かつ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」附則第4条の規定による廃止前の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下、「新エネルギー特別措置法」という。)第8条第1項の勧告を受けないよう努めること。

2 受注者の基準における各項目の合計値が70点未満となった場合、発注者および受注者は環境配慮方針について協議する。

3 新エネルギー特別措置法による勧告を受けた場合、発注者および受注者は協議する。

(事情の変更)

第21条 本契約の締結後、予期することのできない経済情勢の変動等により契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者と受注者は協議の上、双方の合意によって契約金額その他の契約内容を変更することができるものとする。

(約款の適用)

第22条 本契約に定めのない事項については、受注者の電力需給約款(以下、「本約款」という。)が適用されるものとし、本契約の条項と本約款の条項が抵触する場合は、本契約の条項が適用されるものとする。

(協議)

第23条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上解決するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者おのおのその1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 兵庫県淡路市夢舞台1番地

株式会社夢舞台

代表取締役社長 前 田 正 志 印

受注者

印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年 月 日

株式会社夢舞台
代表取締役社長 前田 正志 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名
電 話

別記1 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令(以下「労働関係法令」という。)を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者(以下「特定労働者」という。)に対する最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。)以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。)
 - (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者(以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。)
- 2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方(以下「受注関係者」という。)は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し(第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者(以下「下請関係者」という。)が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者(下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。)の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 受注者に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 発注者は前項の場合においては、必要に応じ受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 6 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。
- 7 発注者は、必要に応じ労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
 - 3 発注者は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
 - 4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置(以下「是正措置」という。)を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
 - 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるととも

に、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 受注者が、発注者に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(受注者が、第2の第1項の誓約をした乙関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 受注者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第 1 関係）

労働関係法令

- （１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- （２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- （３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- （４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- （５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- （６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- （７） 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- （８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- （９） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- （10） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- （11） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- （12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

誓 約 書

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１ 契 約 名 電気需給契約

２ 誓約事項

(１) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(２) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 当社から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(３) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(４) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(５) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに発注者が行う本契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 発注者に対し、上記(２)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和８年 月 日

(発注者)

株式会社夢舞台

代表取締役社長 前田 正志 様

(受注者)

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名

電 話

別記2「個人情報取扱事項」

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、受注者の事務所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、発注者に書面で報告しなければならない。

2 受注者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、発注者に報告しなければならない。

(委託等の取扱い)

第11 受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「委託等」という。)する場合は、速やかに委託等の相手方の住所、氏名及び委託等を行う業務の範囲等(以下「委託等に関する事項」という。)を報告しなければならない。

2 受注者は、業務の一部を委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合(2次委託等)には、発注者

に対し当該第三者の再委託等に関する事項を報告しなければならない。なお、3次委託等以降も同様とする。

3 委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受注者は改めて委託等に関する事項を報告しなければならない。

4 受注者は、業務の一部を委託等する場合には、委託等した業務に伴う第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

5 受注者は、委託先に対して本業務を委託等した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 発注者は、受注者及び委託等先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。